

被扶養者からはずれるときは どんなときですか？

子供や妻などの家族が就職して勤め先の健康保険に加入したり、別居している両親に一定額以上の収入があるなどから被扶養者認定条件をはずれた場合は、事業主（健康保険担当部署）経由で健康保険組合に届け出をしてください。

別居している両親の場合は…



被扶養者からはずれるとき

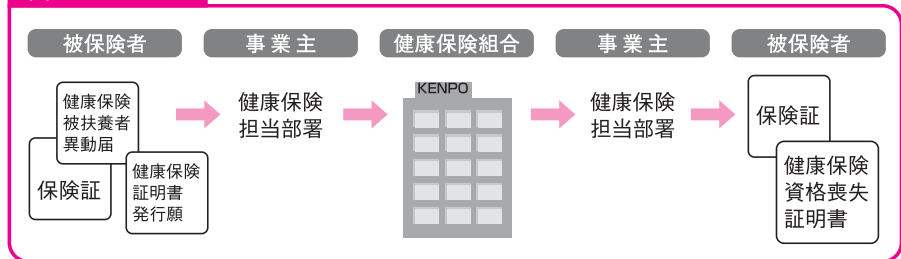
- ① お子さんが就職したとき**
あなたの扶養からはずれて、お子さんは勤め先の医療保険に被保険者として加入します。
- ② 被扶養者であったお子さんが結婚して、結婚相手に扶養されるとき**
あなたの扶養からはずれて、結婚相手の医療保険に被扶養者として加入します。
- ③ 配偶者またはお子さんが、年収130万円（月額平均108,333円）を超えたとき**
- ④ 別居している被扶養者に送金証明がないとき**
被扶養者が、被保険者の送金により暮らしが成り立っていることの証明が必要です。被扶養者の収入額（年金等）以下の送金をしている場合は、生計維持関係が成り立っていないので認められません。
あなたの扶養からはずれて、お住まいの国民健康保険などに被保険者として加入します。
- ⑤ 扶養している親（60歳以上）の年収が180万円を超えたとき**
あなたの扶養からはずれて、お住まいの国民健康保険などに被保険者として加入します。

- ⑥ 退職して、失業給付（日額3,562円以上 ※60歳以上は日額4,932円以上）を受給中は被扶養者とは認められません。**
- ⑦ 被扶養者であった配偶者と離婚したとき**
- ⑧ 被扶養者が死亡したとき**

被扶養者になれるとき

主に被保険者の収入により生計を維持していることが条件です。結婚・退職（失業給付をもらっているときは原則として不可）により収入がなくなった、収入が減った（130万円未満）、子どもが生まれた、養子縁組みをしたときなどは、被扶養者として認定されます。

≫ 手続き



●被扶養者認定の範囲

配偶者（内縁を含む）直系尊属（被保険者の父・母・祖父母・曾祖父母）、子、孫、弟、妹。被保険者と同居していれば三親等以内の親族、内縁配偶者の父、母、子（内縁配偶者の死亡後も）。

お願い

被扶養者からはずれる人がいるとき、被扶養者にしたい人がいるときは…5日以内に事業主経由で健康保険組合まで「被扶養者（異動）届」を提出してください。

※詳しくは、健康保険組合ホームページ「被扶養者からはずすとき」をご覧ください。

ホームページアドレス <http://www.yokogawakenpo.or.jp>